

ILO結社の自由委員会第350次報告

第2177号・2183号案件

中間報告

日本政府に対する提訴

提訴団体：

< 2177号案件 >

日本労働組合総連合会（連合）(JTUC-RENGO)

連合官公部門連絡会（RENGO-PSLC）

国際自由労連(ICFTU)

国際公務労連（PSI）

国際運輸労連（ITF）

国際建設林産労働組合連盟（IFBWW）

教育インターナショナル（EI）

国際公務従業員連盟（INFEDOP）

ユニオン・ネットワーク・インターナショナル（UNI）

< 2183号案件 >

全国労働組合総連合（全労連）

日本自治体労働組合総連合（自治労連）

申し立て：提訴団体は、予定されている公務員制度改革は、労働者団体との適切な協議なしに進められているものであり、現行の公務員制度法令をさらに改悪し、十分な代償措置なく公務員の労働基本権の制約を保持するものである、と申し立てる。

序文

1167. 本委員会は2002年11月、2003年6月、2006年3月の各会合でこれらの案件について審査し、中間報告書を提出した。各報告書は第285、287、295回理事会でそれぞれ承認された（第329次報告567-652項、第331次報告516-558項、第340次報告925-999項を参照）。

1168. 第2177号案件の提訴団体である連合は、2006年3月31日、2006年6月5日、2006年7月3日、2006年9月5日、2007年5月16日、2007年12月3日、2008年4月11日付けの書簡により追加情報を提出した。

1169. 政府は、2006年5月24日、2006年8月28日、2007年1月17日、2007年5月11日、2008年4月25日付けの書簡により政府見解を提出した。

1170. 日本は1948年の「結社の自由と団結権の保護に関する（第87号）条約」、1949年の「団結権および団体交渉権に関する（第98号）条約」を批准している。1978年の「公務における団結権の保護および雇用条件の決定のための手続に関する条約（労働関係[公務]条約）（第151号）」は批准していない。

背景

A. 本件に関するこれまでの審査

1171. 本委員会は、2006年3月の会合で以下の勧告を行った。

- (a) 委員会は、関係者間の対話が構築されたことに関心をもって留意するとともに、関係者に対し、公務員制度改革および日本が批准している87号および98号条約に述べられる結社の自由の原則に則った法改正について、早急に合意に達するために現在行っている努力をさらに続けるよう強く促すものである。協議では、特に次の項目を扱うべきである。
 - (i) 公務員に労働基本権を付与すること
 - (ii) 消防職員と刑事施設職員に団結権を付与すること
 - (iii) 国家の運営に従事していない公務員に団体交渉権および協約締結権を保障すること、またかかる権利が法律上制約される可能性のある公務員に適切な代償措置を保障すること
 - (iv) 国家の名において職権を行使しない公務員が結社の自由の原則に則って争議権を享受できるよう保証すること、またその権利を正当に行使する労働組合の構成員および役員が、重い民事罰または刑事罰の対象とならないよう保証すること
 - (v) 公共サービスにおける交渉事項の範囲
- (b) 委員会は政府に対し、行政改革推進法案が起草され次第、その法文を提供することを求める。
- (c) 委員会は政府に対し、大宇陀町裁判の最終判決が下され次第、その判決文を提出することを求める。
- (d) 委員会は政府と提訴団体に対し、独立行政法人へ移管された職員の団体交渉権の再編の結果について、情報提供を続けることを求める。
- (e) 委員会は政府に対し、上記のすべての事項の進展について情報提供を続けることを求める。
- (f) 委員会は政府に対し、政府が望むならば、ILOによる技術援助を利用できることを想起させる。

B. 提訴団体からの追加情報

1172. 連合は2006年3月31日の文書において、2006年3月10日に日本政府が「行政改革推進法案」を閣議決定し、ただちに国会に提出したことを伝えている。連合によれば、この法案は(1)2015年度以降の国家公務員の人件費総額の対GDP比を2005年度の半分に近いに近づける、(2)今後5年間で国家公務員を5%以上削減する、(3)府省横断的な配置転換や職員

研修の仕組みを構築する、(4)独立行政法人などの人件費総額を2006年度以降の5年間で5%以上削減する、(5)地方公務員を今後5年間で4.6%以上削減することを地方自治体に要請する、と規定している。(連合は2006年6月5日の文書に、行政改革推進法案の42条・43条を関連条項として添付した。また政府が国家公務員の給与制度について必要な措置を講ずることと、特別職の職員、および一般職の職員の給与に関する法律が適用されない一般職の職員の給与制度についても同様とすることを明記した51条も添付した)。

1173. さらに連合によれば、行政改革推進本部は「総人件費改革に係わる公務員の配置転換と採用抑制等(帰属)の枠組み」について2006年3月31日に了承し、これにより閣僚レベルの「国家公務員雇用調整本部」を設置することが確認された。
1174. さらに連合は、公務員制度改革に関する2回目の政労協議が2006年3月20日に実施され、連合事務局長、公務労協役員2名、行政改革担当大臣、総務大臣、厚生労働大臣が出席したことを報告した。
1175. 両者は協議に基づき、公務員制度改革および公務員の労働基本権について以下の通り合意・確認した。(1)「労働基本権を付与する公務員の範囲について」議論する「検討の場(調査委員会)」を設置すること。この検討の場においては、公務の適切な範囲および公務と公務員の在り方についての総合的な検討を踏まえて労働基本権の問題を議論する。(2)「検討の場」の運営と設置時期については、両者の間で今後相談することとし、2006年5月の連休明けに予定されている政労協議の場で成案を得ることとする。
1176. この会合の場で、連合側はまた政府に対し、総理大臣を総人件費改革を検討する雇用調整本部の責任者・本部長とすることを求めた。連合によれば、これに対し政府は「国家公務員雇用調整本部の構成については、政府全体として責任を担える体制づくりを考えている。ご要望も踏まえ、引き続き実効性のある体制づくりを検討していく」と回答した。
1177. 連合と連合官公部門連絡会は、労働基本権を付与する公務員の範囲について議論する「検討の場」を設置する意思が明確に示されたこと、およびその「場」を公務のあるべき姿や公務と公務員の在り方といった根本的な問題を議論する場とする点で両者が合意したことから、政府の姿勢を貴重な前進として評価している。しかしながら、政府が公務員への労働基本権の付与を前提としないまま議論に入る可能性が残されていること、また明確な期限を定めずに議論しようという思惑も否定できないことから、楽観できる状況にはほど遠い。連合と連合官公部門連絡会によれば、日本政府は明確な一步を踏み出し、ILO勧告の趣旨に沿って公務員による労働基本権のより自由な享受を保障する確実な措置を取るべきである。連合は、「検討の場」を公務員への労働基本権付与という前提に立ったものにするべく、今後政府への働きかけを強めていく方針を示した。
1178. 2006年6月5日の書簡により連合は、行政改革推進法案が2006年5月26日に国会で可決されたことを報告するとともに、別紙で同法案の42条、43条、51条の条文を添付した。

1179. 2006年7月3日の書簡により連合は、委員会に対し、公務員制度改革に関する3回目の政労協議が同年5月29日に実施された旨を報告した。連合によれば、両者は、3月の政労協議の場で合意した「労働基本権を付与する公務員の範囲について」討議する「検討の場」の設置について次の通り合意・確認した。両者は検討の場の設置根拠を、行政改革推進法に基づく政令に置くことを希望しており、討議の上結論を得るべき検討事項を、簡素で効率的な政府における公務の範囲、公務を担う従事者にふさわしい類型化と職務、また以上を踏まえた公務員の労働基本権の問題を含む労使関係の在り方とする。委員は、10 - 15名程度の学識経験者により構成されるものとする。所要の手續を進め、検討の場を速やかに設置し、第1回会合を、設置後概ね1カ月を目処に開催する。さらに、公務員制度改革に関する政府と連合との政労協議は今後とも継続するものとする。
1180. 2006年9月5日の書簡により連合は、同年5月29日に開催された3回目の政労協議の合意に基づき、「検討の場」の第1回目の会合が2006年7月27日に開催された旨を報告した。「検討の場」の正式名称は、「公務・公務員および労使関係に関する専門委員会（専門調査会）」とされた。
1181. 連合によれば、この「専門調査会」は、行政改革推進法に基づく政令を根拠として行政改革推進本部の下に設置されたもので、設置期間は5年、委員は労働組合、学者、企業、報道関係者の代表17名で構成されている。座長には佐々木毅・学習院大学教授が選ばれたほか、労組を代表して古賀申明・連合事務局長、岡部謙治・公務労協議長、丸山健蔵・公務労協公務員制度改革対策本部長の3名が委員に入っている。
1182. 第1回目の会合では、検討課題とスケジュールについて意見交換が行われた。専門調査会の事務局を務める行政改革推進本部より、検討事項として次の提案がなされた。(i)簡素で効率的な政府における公務の範囲、(ii)公務を担う従事者にふさわしい類型化と職務、(iii)以上を踏まえた、労働基本権の問題を含む労使関係の在り方。また、具体的検討事項として挙げられた項目は次の通り。日本における公務および公務員の範囲に関する経緯、日本における公務の範囲の現状、簡素で効率的な政府における公務の範囲（視点例：民間活動の領域拡大、国民の意識、行政需要の変化、公権力の行使、採算性、効率性、企画立案業務と実施業務など）、簡素で効率的な政府の下で公務を担う従事者にふさわしい類型化、公務員制度および関連法制の国際比較、公務員にふさわしい諸条件（守秘義務、身分保障、政治的行為の制限など）、勤務条件決定制度の在り方、労働基本権問題を含む労使コミュニケーションの在り方、職員団体制度の在り方など）。スケジュールについては、会合の開催を原則月1回とし、適切な時期または協議プロセスの中間段階でとりまとめ（または中間とりまとめ）を行うこととする。本行政改革推進本部が5年の時限設置であることを十分に踏まえる。
1183. ある労組側委員による、国際労働基準を検討項目に追加すべきとの主張に対しては、事務局から「ILO関連事項を排除するものではない」との発言があった。さらに同委員から、1

年後に中間報告をとりまとめ、その半年後に最終報告を出す提案がなされたが、調査会として合意に至らなかった。また次の会合は2006年9月13日に開催することが確認された。

1184. 2007年5月16日の書簡により連合は、2007年4月24日に専門調査会の第9回会合が開かれ、「専門調査会における議論の整理」が採択された旨を報告した。この文書によれば、調査会は「公務員の労働基本権を含む公務部門の労使関係の問題について、改革の方向で見直すべき」とした。同文書には、5名の専門家からなるシミュレーション検討グループを設置し、公務員の労働基本権に関連する具体的仕組みや諸課題について検討を行うことも定められた。提訴団体から送付された同文書によれば、より具体的な検討課題は次の通り。
- 団結権については、検討グループで制限の必要性、かかる権利を付与した場合の潜在的影響について検討する。
 - 団体交渉権・団体協約締結権については、付与する職員の範囲、協約締結事項の範囲、交渉の当事者、団体協約の効力、交渉不調の場合の調整方法、付与した場合の仕組みとして考えられる複数のパターンについて、人事院・人事委員会の在り方などを含め検討する。
 - 争議権については、付与した場合の国民生活への影響などに関して検討する。
1185. 連合はさらに、2007年5月15日の国会で首相から「公務員の労働基本権など公務部門における労使関係の問題について、改革の方向で見直すべき」との発言があった旨を報告している。
1186. 2007年12月3日の書簡により連合は、専門調査会が作成し、2007年10月19日に行政改革担当大臣に提出した報告に、連合としての意見を付して送付した。連合は、この報告が、労使関係の自律性の確立のため協約締結権を付与する公務員の範囲を拡大すべきと明記していることは評価している。この報告書によれば、調査会は「（現行のシステムを）労使が自律的に労働条件を決定するシステムへ変革する必要がある」とし、また「一定の非現業職員について協約締結権を付与すべき」としている。さらに報告書は、第三者機関による勧告制度は廃止すべきものとしている。
1187. しかしながら連合は、同報告書が（労働）基本権の付与にまつわるコストの観点から「慎重な決断」を求めていることは、改革を先延ばしにする口実を政府に与えるものとして、遺憾であるとしている。
1188. 連合は、消防職員の団結権、公務員の争議権、労使協議制度について報告書が両論併記にとどまっている点を不満としている。また、同報告書では協約締結権付与の問題については一定の方向性が示されたものの、結社の自由委員会の勧告に応じて解決されるべき特定の重大な課題が依然として残されているとしている。したがって連合は、争議権付与の問題についてさらに十分な議論を行うことが重要であり、それがひいては団結権と団体交渉権の機能促進につながると考えている。

1189. 連合によれば、上記の報告は、総理大臣の下に設置された「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会」が出し、2008年1月頃の発表が予定されていた結論とともに、2008年の国会に提出される公務員制度改革に関する基本法に盛り込むこととされていた。
1190. 2008年4月11日の書簡により連合は、本委員会に対し、政府が国家公務員制度改革基本法案を閣議決定し、2008年4月4日、国会に提出した旨を報告した。この法案によれば、「国家公務員の労働基本権は、協約締結権を付与する職員の範囲拡大に伴う便益および費用を含む全体像を国民に提示して、その理解を得ることが必要不可欠であることを勘案して検討すること」とされている。提訴団体（連合）の見解では、この法案は、2007年10月19日の「一定の非現業職公務員には協約締結権を付与すべきである」とした専門調査会報告と「その内容を尊重する」と明記した、総理大臣下の「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会」による2008年2月5日の報告に沿っていない。
1191. 提訴団体は、公務員の労働基本権に関する限りにおいて、この法案が上記2つの報告書に則ったものとなるよう全力を尽くすことを表明している。同時に、民主的公務員制度を実現すべく、ILO勧告に従った基本的な労働組合の諸権利の獲得に向け取り組みを強めるものとする。連合はILOに対し、引き続き本件の進捗状況を注意深く見守り、結社の自由の原則に合致した改革を実施するよう日本政府に今後とも強く働きかけるよう要請した。

C. 政府回答

1192. 日本政府は2006年5月24日の書簡により本委員会に（1）政府と労働側代表による閣僚レベル会合について、および（2）行政改革推進法案における公務員制度改革と公務員の労働基本権の説明に関して追加情報を提出した。
1193. 閣僚レベル会合について政府は、2006年1月16日と3月20日に連合との会合が開催されたと述べている。3月の会合では、公務員制度改革と総人件費改革に関して協議すべき基本的認識と課題を含む広範なテーマについて意見交換が行われた。「労働基本権を付与する公務員の範囲」について検討の場を設置し、その場において、これからの公務と公務員の範囲についての総合的な検討を踏まえ、労働基本権のあり方を議論することで合意に達した。検討の場のあり方、設置時期については今後調整し、5月の連休明けに政労協議の場で最終的に決定する。
1194. 行政改革推進法案における公務員制度改革と公務員の労働基本権に関して、政府は、行政改革の重要問題に関する基本政策を確立するため、簡素で効率的な政府を旨とする行政改革推進法の提案を、2006年3月10日に閣議決定し、国会に提出したことを言明した。検討中の法案は、公務員制度改革と公務員の労働基本法について、国民すべての意見を考慮した幅広い観点から検討すべきであるとしている。日本政府は、ILOに対して、この件について政府の誠意ある姿勢を理解するよう要請した。
1195. 政府は、2006年8月25日付の文書において本委員会に対し、2006年5月29日に政労協

議が開催されたことを報告し、その会合において、次の点について合意が得られたと述べている。(1) 検討の場は、行政改革推進法に基づく政令により設置される。(2) 検討の場では、公務の範囲、公務を担う従事者の類型化、そのような公務と従事者のあり方について検討し、結論を得る。この検討を踏まえ、公務員の労働基本権を含む公共部門の労使関係に関して、さらに検討し結論を得る。

1196. さらに政府は本委員会に対し、行政改革推進法に基づき 2006 年 6 月 23 日の政令により設置された行政改革推進本部専門調査会の第 1 回会合について報告している。この会は 17 名の委員で構成され、2006 年 7 月 27 日に第 1 回会合を開いた。この会合で、座長には佐々木毅・学習院大学教授が選ばれ、会合の開催をほぼ月 1 回とし、適切な時期に結論をまとめることを確認した。
1197. 2007 年 1 月 17 日の書簡により政府は、公務員制度改革の状況について追加情報を提出している。行政改革推進本部専門調査会は、2006 年 7 月に 1 回目の会合を開催したあと、9 月、10 月、11 月、12 月にも会合を開いた。会合では以下のように、簡素で効率的な政府における公務の範囲、公務を担う従事者の類型化と、その公務と従事者のあり方、さらに、これらの検討を踏まえ、公務員の労働基本権を含む、これからの公共部門の労使関係のあり方について検討された。
1198. 専門調査会は 12 月の会合において、小委員会を設立し、2007 年 1 月と 2 月初旬に職員団体や人事当局など約 30 団体に集中的なヒヤリングを行うことを決定した。また、2 月以降の会合においてさらに検討を深めるために、労働基本権を含む今後の労使関係のあり方を始めとする論点の柱立てについても検討した。
1199. 最近公務員に関する国民の関心が高まっていることから、政府は、公務員制度改革は早期に取り組むべき重要課題であると認識しており、職員団体を含む関係者と改革に関する調整を加速する必要があると理解している。政府は、専門調査会における審議を中心として、関係者との議論を積極的に進めている。
1200. 大宇陀町の事案について、政府は、最高裁判所が 2006 年 10 月 27 日の判決で、宇陀市公平委員会の上告に対し、民事訴訟法第 312 条第 1 項および第 2 項の規定に基づき、上告の根拠が認められないとして棄却したと述べている。さらに、同公平委員会が提出した上告の受理を求める申し立てについても、最高裁判所は、同申し立ては民事訴訟法第 318 条第 1 項の規定に基づき受理すべきものと認められないとして、受理しなかった。それにより、大阪高等裁判所の判決が確定した。政府は判決文を添付している。
1201. 2007 年 5 月 11 日の書簡により政府は、2007 年 4 月 24 日に開催された専門調査会の第 9 回会合で、座長の作成した「専門調査会における議論の整理」が了承されたと述べている。この文書によれば、「公務員制度について、国民の視点に立って改革すべき点が多々ある。公務員の労働基本権を含む公共部門の労使関係の問題についても、改革の方向で見直すべ

きである」とされている。また同文書では、公務員の労働基本権に関する具体的仕組みと諸課題を検討するために、シミュレーション検討グループの設置を規定した。

1202. 政府は、公務員制度改革は早期に取り組む必要がある重要課題であると考えている。そのため、国家公務員について退職後の再就職に関する規制と、能力・実績に基づく人事処遇制度の導入を目的とする法案を、2007年4月25日に国会に提出した。政府はまた、専門調査会における議論を踏まえて、公務員の労働基本権について引き続き検討することを約束する「公務員制度改革について」の閣議決定を公表した。

1203. 政府は、2008年4月25日付文書において、専門調査委員会が2007年10月19日に公務員の労働基本権に関する報告書をまとめたことを、本委員会に報告している。報告書によれば、以下の通りである。

(1) 公務員のうち一定の非現業職員について、協約締結権を付与するとともに、同時に、第三者機関が公務員の労働条件を勧告する制度を廃止すべきである。それにより、職員の意見を考慮し、使用者が前向きに、労働条件を時に応じて柔軟に決定することが可能になる。

(2) 労使交渉に伴う費用の増大など公務員の労働基本権の付与拡大に伴うコストが、拡大によってもたらされるメリットに比して過大になれば、国民に受け容れられないであろう。そのため、この拡大に関する決断は、こうしたコストも考慮して慎重に行わなければならない。

(3) 改革に先立ち、国民の理解を得るために、公務員の労働権に関する改革の全体像を国民に示すことが不可欠である。

さらに、この報告書では、公務員に対する争議権の付与、消防職員ならびに刑事施設職員に対する団結権の付与について両論を併記している。

1204. 政府は2007年7月に、労働組合代表を含む有識者からなる「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会」を設置した。懇談会は、公務員がその能力を高めつつ、国民の立場に立ち、誇りと責任を持って職務を遂行することを旨とする総合的な公務員制度改革について議論を行った。懇談会は2008年2月5日に総理大臣に最終報告書を提出し、その中で専門調査会の報告書が尊重されるべきであるとした。

1205. 政府は、懇談会の報告書を踏まえて、公務員制度改革の基本理念と基本方針を定めた公務員制度改革基本法案を立案し、2008年4月4日に国会に提出した。この法案は、公務員制度改革の基本理念、日本の議会制度における公務員の役割、多様な人材の登用、内閣人事庁の設置等、公務員制度改革に関する広範な課題について規定している。法案によれば、「政府は、国家公務員の労働基本権の在り方については、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示してその理解を得ることが必要不可欠であることを勘案して検討する」(第12条)。これに関連して、附則2条では、「政府は、地方公務員の労働基本権について、国家公務員の労働基本権に係る検討に併せ、こ

れと整合性をもって検討する」ことを規定している。政府は、公務員制度改革の着実な推進のために、この法案が早急に審議・可決されることを期待している。

1206. 政府は、上記のすべての取り組みを行うなかで、職員団体を含む関係者との意見交換と調整を行っており、今後も関係者との意見交換と調整を行いつつ改革を推進するつもりであるとしている。政府のこの方針は、率直な意見交換と調整が必要であるという考えに基づいている。これに関連して、政府は、専門調査会と懇談会の構成に、労働組合・職員団体のメンバーが含まれること、労働組合・職員団体代表と閣僚レベルの会合が多数開催されたこと(総理大臣と1回、公務員制度改革担当大臣と2回、総務大臣と2回の会合を含む)に、言及している。さらに政府は、有意義な議論を行い、公務員制度改革を実りあるものとするために最善を尽くすつもりであると述べている。政府は、ILO に対し、この件について政府の誠意ある姿勢を理解するよう要請している。政府は ILO に対して、この件に関して該当する情報を、適宜、提供し続けるつもりである。
1207. 独立行政法人に移管された労働者の団体交渉権について、再編の結果に関する情報提供を求めた本委員会の要請に対し、日本政府はすでに提出した文書に言及し、職員が国家公務員であった日本郵政公社が2007年10月に民営化されたことを伝えている。民営化により、22万3000人の職員に、争議権を含む労働基本権が完全に付与された。政府はこれに加えて、独立行政法人への移行によって、2008年1月1日現在で、約44万4000人の職員(国家公務員の約55%)に労働基本権が付与拡大されたとしている。

D. 委員会の結論

1208. 本委員会は、2002年3月に初めて提訴された本件は、日本において現在進められている公共サービス改革に関するものであることを想起する。
1209. 本委員会は、提訴団体と政府からの報告によって、行政改革推進法案が、2006年3月10日に閣議決定されて国会に提出され、2006年5月26日、同法が可決したことに留意する。
1210. さらに委員会は、提供された書簡から以下の点について留意する。(1) 2006年3月20日に、公務員制度改革に関する第2回政労協議が開催され、そこでは「労働基本権を付与する公務員の範囲」について検討する場を設けることが合意された。(2) 2006年5月29日に、公務員制度改革に関する第3回政労協議が開催され、そこでは「検討の場」の任務が決定された。(3) 行政改革推進本部専門調査会第1回会合が7月27日に開催された。同調査会は、その活動期間を5年とし、労働組合、学者、企業、報道関係者を代表する17名の委員で構成されることとなった。(4) 2007年4月24日に、専門調査会第9回会合が開催され、「専門調査会における議論の整理」が採択された。同文書は、「公務員の労働基本権を含む(公務部門の)労使関係の問題について、改革の方向で見直すべき」とした。また、同文書では、公務員に付与される労働基本権に関連して、具体的な

仕組みや諸課題についてシミュレーション検討グループを設置し、検討を行うとした。

1211. さらに政府によれば、2006年9月、10月、11月、12月の専門調査会会合では、以下について検討された。すなわち、簡素で効率的な政府における公務の範囲、公務を担う従事者の類型化、その公務と従事者のあり方、さらに、これらの検討を踏まえ、公務員の労働基本権を含む公共部門の労使関係のあり方について検討された。政府の指摘によれば、専門調査会は、12月の会合において、2007年の1月と2月初旬に職員団体、人事当局など約30団体に集中的なヒアリングを行うことを決定した。同調査会では、「労働基本権を含む（今後の）労使関係のあり方」を始めとする論点の柱立てについても議論が行われた。
1212. 本委員会は、日本労働組合総連合会（連合）を通じて伝えられた専門調査会による報告に留意する。これに関連して本委員会は、報告に示された中で、以下に関する限り連合が評価している点に留意する。すなわち、自律的な労使関係を確立するために協約締結権を付与する公務員の範囲を拡大すべきこと、「[現行制度を]労使が自律的に労働条件を決定するシステムへと変革しなければならない」こと、「一定の非現業（ホワイトカラー）職員について、協約締結権を付与すべきである」こと、さらに、第三者機関の勧告制度は廃止されるべきであることである。
1213. しかしながら本委員会は、同報告が、労働基本権の付与について予想されるコスト面から「慎重な決断」を求めていることに対して、連合は、改革を先延ばしするための口実を政府に与えるものであり遺憾、としていることに留意する。さらに連合は、消防職員の団結権、公務員の争議権、労使協議制について賛否両論を併記する以上のもではなく不満としている。報告では、協約締結権付与の問題に関して一定の方向性を示しているものの、結社の自由委員会の勧告に沿って解決されるべき具体的かつ重大な課題は未解決のままである。
1214. 本委員会は、提訴団体と政府の直近の報告から、国家公務員制度改革（基本）法案が閣議決定され、2008年4月4日に、政府が同法案を国会に提出したことに留意する。政府は、同法案は専門調査会と懇談会の報告を踏まえたものと考えているが、提訴団体は、法案は一步後退であると考えている。
1215. 本委員会は、連合が、法案は少なくとも両報告の結論を満たすべきであると考えており、また、争議権付与の問題についてさらに十分な議論を行うことが重要であり、それがひいては団結権と団体交渉権の機能促進につながると考えていることに留意する。日本政府によれば、その立場は、（関係者との）率直な対話と調整が必要であり、有意義な意見交換を行い、公務員制度改革を実りあるものとするために最善の努力をするつもりである、という基本的な考え方に基づいていることに、本委員会は留意する。
1216. 本委員会は、日本政府が、昨今の公務員に関する国民の関心が高まっていることを認め、

公務員制度改革は早期に取り組むべき重要課題であると認識しており、職員団体を含む関係者と改革に関する調整を加速する必要があると理解している点に留意する。委員会は、さらに、政府は、専門調査会における審議を中心として、関係者との議論を積極的に進めている、とする政府見解に留意する。

1217. 本委員会は、本件の前回審査以来、前進が図られたことに留意し、関係者間で定例討議が行われていることを歓迎する。委員会は、国会で最終的に可決された法案が、今後、適切な手順を踏み、日本が批准した 87 号条約と 98 号条約に述べられた結社の自由の原則の実現に向けて必要な措置を、とりわけ以下の事項に関して、効果的かつ遅滞無く講じられるように、十分な社会対話のメカニズムを育成することを期待する。

(i) 公務員に労働基本権を付与すること

(ii) 消防職員と刑事施設職員に団結権を付与すること

(iii) 国家の運営に従事していない公務員に団体交渉権および協約締結権を保障すること、またかかる権利が法律上制約される可能性のある公務員に適切な代償措置を保障すること

(iv) 国家の名において職権を行使しない公務員が結社の自由の原則に則って争議権を享受できるよう保証すること、またその権利を正当に行使する労働組合の構成員および役員が、重い民事罰または刑事罰の対象とならないよう保障すること

(v) 公共サービスにおける交渉事項の範囲

委員会は政府に対し、上記のすべての事項の進展について情報提供を続けるとともに、国会に付託されたあらゆる関連法案について報告することを求める。

1218. 大宇陀町の事案について、本委員会は、本件が管理職の範囲に関連しており、提訴団体が、管理職の範囲があまりに広範かつ一方的に決められることが多いために、職員団体の組合対象者の減少をもたらしていると述べたことを想起する。さらに、提訴団体は、奈良県大宇陀町の例を挙げ、不当に拡大された解釈によって、組合はその運営に実質的な支障をきたし、解散寸前の状況に追い込まれたとした。本委員会は、宇陀市公平委員会の上告を棄却し、当該職員団体の登録取消を無効とした大阪高等裁判所の判決を確定した、添付の最高裁判決に留意する。

1219. 本委員会は、独立行政法人に移管された労働者の団体交渉権の再編の結果について、政府が提出した情報に留意する。

1220. 最後に、委員会は政府に対し、政府が望むならば、ILO による技術援助を利用できることを想起させる。

委員会の勧告

1221. 前述の中間的な結論を踏まえ、本委員会は理事会に対して次の勧告を承認することを求める。

- (a) 本委員会は、本件の前回審査以来、前進が図られたことに留意し、関係者間で定例討議が行われていることを歓迎する。委員会は、国会で最終的に可決された法案が、今後、適切な手順を踏み、日本が批准した 87 号条約と 98 号条約に述べられた結社の自由の原則の実現に向けて必要な措置を、とりわけ以下の事項に関して、効果的かつ遅滞無く講じられるように、十分な社会対話のメカニズムを育成することを期待する。
- (i) 公務員に労働基本権を付与すること
 - (ii) 消防職員と刑事施設職員に団結権を付与すること
 - (iii) 国家の運営に従事していない公務員に団体交渉権および協約締結権を保障すること、またかかる権利が法律上制約される可能性のある公務員に適切な代償措置を保障すること
 - (iv) 国家の名において職権を行使しない公務員が結社の自由の原則に則って争議権を享受できるよう保証すること、またその権利を正当に行使する労働組合の構成員および役員が、重い民事罰または刑事罰の対象とならないよう保障すること
 - (v) 公共サービスにおける交渉事項の範囲

委員会は政府に対し、上記のすべての事項の進展について情報提供を続けるとともに、国会に付託されたあらゆる関連法案について報告することを求める。

- (b) 委員会は政府に対し、政府が望むならば、ILO による技術援助を利用できることを想起させる。

以 上